

学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱

1. 目的

小中学校及び高等学校の学童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、学童・生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図ることを目的とする。

2. 実施主体

都道府県・指定都市社会福祉協議会

3. 事業の実施方法

- (1) 都道府県・指定都市社会福祉協議会は、関係機関と協議し、原則として、一都道府県・指定都市当り小学校、中学校、高等学校あわせて6校を学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校（以下「協力校」という）として選定する。
- (2) この事業は、協力校及び当該市区町村社会福祉協議会の協力を得て実施するものとする。
- (3) 協力校の指定期間は3カ年とする。

4. 都道府県・指定都市社会福祉協議会の役割

協力校におけるボランティア活動普及に援助協力するため、都道府県・指定都市社会福祉協議会は主に次のことを行う。

- (1) 本事業の全体計画の策定及び総合調整に資するため、協力校、関係社会福祉協議会、行政機関及び学識経験者等で構成する運営協議会を設けること。
- (2) 市区町村社会福祉協議会と協力し、学童・生徒のボランティア活動の場の開拓と、受け入れ促進をすること及びそれらに必要な連絡調整を図ること。

- (3) 関係資料の作成、情報の提供を行うこと。
- (4) 事例発表会の開催等協力校相互の交流を図ること。
- (5) 活動事例集の作成等結果の取りまとめを行うこと。
- (6) その他必要な事業を行うこと。

5. 協力校における活動

協力校においては、それぞれの当該地域の実情に合わせ、社会福祉に関する活動を行う。その具体的な内容としては、次のような例が考えられる。

＜活動の例示＞

・広報・啓発活動

講演会、映画会、展示会等の開催

学校新聞等の作成、配布

・調査・研究活動

ねたきり老人調査

・体験学習を目的とした実践活動

社会福祉施設等での訪問、交流活動

地域一般での訪問、交流活動

体育祭、文化祭等学校行事への老人、障害児童等の招待

地域社会への奉仕活動

・社会福祉関係行事への参加

ボランティア講座、赤い羽根募金等

・協力校相互間の交流

・その他、目的達成のため必要な活動

6. 費用

- (1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業の運営に要する費用は、都道府県・指定都市社会福祉協議会が870,000円以上を確保するものとする。
- (2) 全国社会福祉協議会は国庫補助交付基準の定めるところにより、学童・

生徒のボランティア活動普及事業を行う都道府県・指定都市社会福祉協議会に対して運営に要する費用のうち435,000円の助成を行うものとする。

- (3) 都道府県・指定都市社会福祉協議会は870,000円のうち原則として1校あたり10万円を協力校に当てるものとする。